

秋田県立岩城少年自然の家 消防設備点検業務委託 特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立岩城少年自然の家における消防設備点検業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務 共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

秋田県立岩城少年自然の家
秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢260-8

3 業務履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 設備概要

別紙「消防設備一覧」のとおり

5 委託業務の内容

受託者は、業務実施日を事前に発注者と協議し、消防法に基づき下記の点検を行うものとする。業務に従事する従業員は資格、技能等で適した者を配置し、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

点検項目	点検頻度
消防設備	
設備点検（総合点検）	年1回（9月）
設備点検（外観・機能点検）	年1回（3月）

6 負担区分

業務に必要な水、燃料、電気は、発注者の負担とする。機械器具及び消耗雑材類は、受託者の負担とする。

7 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書（年間計画） ※契約締結後
- (2) 点検報告書 ※点検の都度
※設備点検（総合点検）報告書は、2部作成し1部を由利本荘市消防長へ提出する。

8 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。